

佐賀県選挙管理委員会告示第25号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月24日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>1 略</p> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" data-bbox="232 557 1102 738"><tr><td data-bbox="232 557 622 738">略 養護老人ホーム伊万里向陽園 略</td><td data-bbox="622 557 1102 738">略 <u>伊万里市大川内町1956</u> 略</td></tr></table> <p>3・4 略</p>	略 養護老人ホーム伊万里向陽園 略	略 <u>伊万里市大川内町1956</u> 略	<p>1 略</p> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" data-bbox="1158 557 2027 738"><tr><td data-bbox="1158 557 1547 738">略 養護老人ホーム伊万里向陽園 略</td><td data-bbox="1547 557 2027 738">略 <u>伊万里市立花町2404番地10</u> 略</td></tr></table> <p>3・4 略</p>	略 養護老人ホーム伊万里向陽園 略	略 <u>伊万里市立花町2404番地10</u> 略
略 養護老人ホーム伊万里向陽園 略	略 <u>伊万里市大川内町1956</u> 略				
略 養護老人ホーム伊万里向陽園 略	略 <u>伊万里市立花町2404番地10</u> 略				